04 総務省 特区臨時提案 再検討要請

| 管理コード | 040040 | プロジェクト名 | | | |
|-------|------------------------|---------|--|----------|---------|
| 要望事項 | 外部監査契約を締結できる者の行政書士への拡大 | | | 都道府県 | 香川県 |
| (事項名) | | | | 提案事項管理番号 | 0006010 |
| 提案主体名 | 個人 | | | | |

| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省 |
|-------------|-------|
| 該当法令等 | 地方自治法 |
| | 行政書士法 |

制度の現状

◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の 経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ー 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- 二 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの
- 2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)であるものと外部監査契約を締結することができる。
- 3 (略)

求める措置の具体的内容

普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者に行政書士を追加する。

具体的事業の実施内容・提案理由

行政書士は行政手続の専門家であるし、権利義務又は事実証明に関する書類作成の専門家であり、行政運営に関し優れた 識見を有する者に該当する。

〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容 I

外部監査契約の相手方は、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格を持つ者であ

外部監査契約の相手方は、地方公共団体の監査に貧する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格を持つ者である必要がある。したがって、弁護士、公認会計士等に限定されているところである。

〇再検討要請

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

行政書士は「官公署提出書類の作成・提出手続代理」を日常的に行っており、地方公共団体の事務を熟知している。一方、 弁護士、公認会計士等は行政書士業務を行っていない。

行政書士試験科目に地方自治法があり、行政書士は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項」について、高度な専門

的知識を有する。一方、弁護士、公認会計士等の登用試験科目に地方自治法はない。

行政書士には20年以上公務員として「行政事務」(文書の立案作成、審査等)に従事した者がいる。一方、弁護士、公認会計士等には「行政事務」に従事した者はいない。

行政書士は地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的背景がある資格といえる。